

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成23年度 事業計画

目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	1
II	基本方針	2
III	セクション別重点目標	3
	1. 職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課 総務係】	3
	2. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【地域福祉課 総務係】	3
	3. 小地域福祉活動の発展・強化【地域福祉課 地域福祉係】	4
	4. ボランティアセンター機能の充実【地域福祉課 地域福祉係】	4
	5. 社協会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】	4
	6. 地域包括支援センターの充実・強化【地域福祉課 地域包括支援センター係】	5
	7. 期待されるケアプラン事業所を旨として【在宅福祉課 居宅介護支援事業係】	5
	8. 訪問介護事業の充実・強化【在宅福祉課 訪問介護事業係】	5
	9. 通所介護事業の充実・強化【在宅福祉課 通所介護事業係】	6
IV	事業活動計画	6
	1. 地域福祉課 総務係	6
	2. 地域福祉課 地域福祉係	7
	3. 地域福祉課 地域包括支援センター係	8
	4. 在宅福祉課 居宅介護支援事業係	9
	5. 在宅福祉課 訪問介護事業係	9
	6. 在宅福祉課 通所介護事業係	10

I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展、環境問題の深刻化、国や地方公共団体の深刻な財政危機への直面などを背景とし、政権交代によって従来の手法や発想にとらわれない大胆な改革が進められるなど、時代は大きな変革期にさしかかってきています。

このような中で、社会福祉基礎構造改革の基本的な方向性として、「サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立」や「個人の多様な需要に対する地域での総合的な支援」が提起された結果、社会福祉法では「地域福祉の推進」が福祉サービスの基本理念の一つとして初めて明記されました。

また、平成20年3月にまとめられた「これからの地域福祉のあり方研究会」（厚生労働省社会・援護局）による報告書では、地域の問題や求められる支援のあり方、住民参加の必要性、地域福祉を進めるために必要とされる条件とともに、地域福祉を推進するうえでの社会福祉協議会の役割などについても議論が行われました。

さらに、精華町においては、平成20年度に「精華町地域福祉計画」が策定され、地域福祉の推進役の中心に社会福祉協議会が位置付けられています。

これらの流れは、地域に存在する公私のさまざまな主体が協働して地域住民の多様なニーズに応える総合的な支援を行ってきた社会福祉協議会の活動が一定認められたものと考えられますが、本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「在宅福祉サービスの充実」を中核として、より一層住民参加の促進を有機的に推進しながら各種事業強化策を改めて図らなければなりません。

一方、社会福祉協議会への補助金については、年々、厳しい状況となっており、新規事業や人件費を含む事務事業全体の財源確保が困難な状況になってきているうえ、介護保険事業を実施するうえで必須となる看護職や介護職などの専門職の離職率が他の産業より高く、確保が困難な時代を迎えています。

平成21年4月には、介護保険制度が始まって以来、初めて介護報酬の単価が上がり、さらに平成21年10月からは介護職員処遇改善交付金事業等が実施されています。これらの事業を活用することにより、事業者として介護従事者等の処遇改善に取り組み、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組む必要があります。

このような困難な状況に対し、本会として受け身に陥るのではなく、社会福祉法の考えに立脚した「地域住民に依拠した民間の福祉団体」として、信頼される社協作りや、地域のニーズと新しい時代の要請に基づいた新たな事業の開発・実施など、地域住民の福祉力を一層強化していく中で、財政の安定化に向けた経営が必要であると考えます。

Ⅱ 基本方針

第2次地域福祉活動計画（平成20年度～平成24年度）の基本理念として定めた『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』を実現するため、次の基本方針を掲げて活動を推進します。

基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

地域福祉の時代を迎える中で、住民が主役の地域福祉活動のシンボルとして、小地域福祉委員会（11自治会）の活動を引き続き支援し、地域の福祉力向上に努めます。

住民の生活課題が複雑化してきている昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなってきた現状もあるため、インフォーマルなサービスが重要となってきました。このような流れを受けて、本会では平成18年度から地域住民による会員制の支えあい事業であるふれあいサポート事業を実施し、利用会員と協力会員の需給調整を行っています。

また、本会は、精華町災害ボランティアセンター機能を有していることから、昨年度に引き続き、災害ボランティアコーディネーターを養成し、災害時のみならず、平常時から減災対策や地域の要配慮者等を見守れるよう、ふれあいサポート事業や他のフォーマルサービスやインフォーマルサービスの担い手と連携して、地域ニーズの把握や課題解決に取り組めます。

※ フォーマルサービス：公的機関が制度に基づいて行うサービス

※ インフォーマルサービス：地域社会やボランティア等が行う非公式的な援助

基本方針2 社協の特性を活かして、利用者の立場に立った在宅生活を支えています

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活全般を支えていることが本会の特性です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを利用者の立場に立って一体的に提供することにより、高齢者や障がい者の在宅、地域生活を支えています。

また、デイサービスセンターという在宅福祉活動の拠点を中心に、利用者本位の総合的な福祉サービスを提供するなかで、第三者評価等の受診により事業の透明性や公平性を確保し、併せて事業内容の向上に取り組み、自立した安定的な財源確保

を旨とします。

基本方針3 時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします

本会の業務に関連する法制度の見直しが予想されることに加えて、人口増加、地域差への対応など、将来的なサービス拡大が予想されます。

しかしながら、サービス提供の要となる看護職や介護職などの専門職の離職率は、他の産業に比べて高いことが明らかとなっています。

今年度は、平成21年12月から実施している介護従事者等の処遇改善事業を継続実施することにより、働きがいと魅力のある職場環境を築き上げます。

あわせて、平成19年度に策定した「職員の育成に関する方針」に基づいて、職員の確保や人材育成、社協職員としての資質の向上、管理職候補者の育成など、引き続き経営体制づくりを強化する一方で、現在の組織機構の見直しを検討し、取り組みによっては課及び係の枠を超えたチームを編成するなど、組織機構にとらわれない弾力的な事務局運営を行います。

平成21年度に改正された介護報酬では、基本報酬のほかに一定の要件を満たした場合に算定できる加算報酬が数多く設定されています。

これらの介護報酬は、法人の経営に直結しているものであるため、加算報酬の取得に向けて積極的に事業を見直すための関係職員による会合の場を設け、理事会に提案することにより経営の安定化を図ります。

また、本会の取り組みを町全域に啓発し、趣旨に賛同する会員を増やしていくことを目指して、社協会員増強計画を策定し、強化月間を定めて取り組みを推進するとともに、会費を地域へ還元していくなど、地域住民に支えられた組織を目指します。

Ⅲ セクション別重点目標

1. 職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課 総務係】

住民サービスの向上に資するため、本会職員に対して体系的な研修の実施を継続して進め、職員一人ひとりの育成を旨とするとともに、管理職候補者を育成する一方で、看護職や介護職の採用が困難な時代を迎えていることから、専門職の確保に努めます。

また、組織に対する信頼性を高めるため、引き続き「福祉サービス苦情解決事業実施要綱」に則った各係での苦情解決体制の整備に努め、適切な苦情解決に取り組みます。

2. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【地域福祉課 総務係】

福祉ニーズの複雑化や多様化、財政状況の緊縮など、本会を取り巻く状況は引き続き厳しい内容となっています。

これらの課題を解消するためには、既存の事業を見直すための関係職員による会合の場を設け、理事会に提案することにより経営の安定化に向けた自主財源の確保に引き続き尽力し、法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開するとともに、本会ホームページを活用して積極的な情報提供・情報公開に努めます。

3. 小地域福祉活動の発展・強化【地域福祉課 地域福祉係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

精華町内においては、本会が推進している小地域福祉委員会活動のほか、小地域福祉活動の代表的な活動でもあるふれあいサロン活動に取り組んでいる自治会が多数あります。

今年度においては、小地域福祉委員会モデル地区に対して、地域間の交流の機会づくりや情報発信を行うことにより活動の活性化を図ります。

また、活動の中心的存在である活動実践者や地区福祉推進委員の知識向上及び理解を深めるための研修会を開催します。

4. ボランティアセンター機能の充実【地域福祉課 地域福祉係】

近年の福祉課題は、個別支援が複雑化していることから専門職しか対応できない困難事例が増えつつある一方で、公的制度だけでは解決できない事例が増加傾向にあります。

本会の理念である「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を実現するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であると考えます。地域住民に対して、支援の必要な人の理解を深めるための取組みを進めるとともに、個別支援に対応できるようボランティアセンターの機能強化を目指します。

また、団塊の世代に対してボランティア活動を身近に感じていただけるような取組みを進めるとともに、啓発活動を強化することによりボランティアセンターの存在を周知します。

5. 社協会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】

地域福祉活動を積極的に展開していくためには、本会の活動内容を理解していただく社協会員を増やすとともに、活動の貴重な財源である社協会費を増やすことが重要です。

昨年度に引き続き、今年度についても法人会員の更なる獲得に向けて会員増強計画を作成し、役職員一丸となって本会の活動を周知するため地域に出向くとともに、

「せいか社協フェスタ」を開催することにより、本会の取り組みを地域住民に周知し、社協会員の増強を目ざします。

6. 地域包括支援センターの充実・強化【地域福祉課 地域包括支援センター係】

地域包括ケアの中核機関として、地域に対して介護や認知症の予防、権利擁護に関する普及啓発を継続して行います。

また、実態把握業務の実施により、地域住民とのかかわりを持ち、顔のみえる存在としてセンターの認知度を高め、ワンストップサービスとしての総合相談機能を充実します。

さらに、高齢者虐待防止ネットワークの構築や介護予防の普及啓発に向けて、行政や介護事業所、民生児童委員協議会など関係機関との相互連携を図ります。

平成23年度は介護保険法改正のための議論がなされる中で、包括的支援事業については、大幅な見直しの可能性があります。本会の特性を活かして柔軟性のある体制づくりに努めます。

7. 期待されるケアプラン事業所を目ざして【在宅福祉課 居宅介護支援事業係】

介護支援専門員の真髓である期待されるきめ細かなケアプラン作成を目ざし、すべての介護支援専門員が、係内で情報交換や勉強会を実施してきたことにより、徐々に質の高いケアマネジメント業務を行えるようになってきています。

また、サービス担当者会議や退院時の情報交換については、医療関係者や他事業所等と積極的に連携を図ってきたことから、介護支援専門員の質の向上につながってきています。

平成21年度から発行している季刊紙「ケアマネだより」は、介護支援専門員の仕事の紹介や用語の説明のほか、話題のニュース等を取り上げていますが、今後も引き続き内容を充実させて、利用者や介護者のためになる情報を発信します。

平成22年度に開催した家族交流会は、介護者同士の情報交換・交流の場として参加者に喜ばれたため、「満足していただくケアプラン作成」という目標を達成するために、今年度も引き続き開催します。

8. 訪問介護事業の充実・強化【在宅福祉課 訪問介護事業係】

平成22年度に第三者評価を受診し、事業所として今後の取り組みや課題が明確になりました。平成23年度は、サービス内容の充実に加えて、利用者情報の整理や広報啓発に取り組み、あわせて、介護保険では対応できない多様なニーズに対しても、平成23年1月から実施している「訪問（自費）サービス」により対応します。

また、サービス提供責任者は利用者宅を定期的に訪問し、モニタリング（評価）を行い、利用者の状態に応じた個別で独自のサービス提供に努めると共に、積極的

にサービス担当者会議等に参加し他事業所と連携を図ります。

9. 通所介護事業の充実・強化【在宅福祉課 通所介護事業係】

通所介護事業では、利用者の状態に最も適したサービスが提供できるように関係機関や家族との連携を図ります。

また、利用者が楽しく利用できるように、養護の内容を工夫し、充実させます。

介護予防通所介護事業に関しては、介護予防の必要な方に関心を持って利用してもらえるように、引き続き啓発を行います。

高齢者生きがい活動支援通所事業（おたっしや倶楽部）に関しては、利用者の自主性を重視した活気のある内容を目ざし、利用者が増えるように啓発を強化します。

これらの取り組みを支える職員に関しては、介護福祉士資格の取得など、各々が目標を掲げることによって、スキルアップにつながるよう努めます。

IV 事業活動計画

1. 地域福祉課 総務係

(1) 法人の運営に関する会議等の運営

- ①正副会長会議（三役会議）の開催
- ②理事会・評議員会の開催
- ③監事による監査の実施
- ④役員及び評議員の改選事務
- ⑤事業検討会議の開催《チーム運営》

(2) 事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進

- ①情報公開・個人情報保護に関する業務
- ②福祉サービス苦情解決事業の実施

(3) 給与・人事関係事務

- ①給与事務
- ②労務管理・福利厚生事務
- ③人事にかかる事務

(4) 経理関係事務

- ①予算案編成・決算案調整
- ②出納業務

(5) 職員研修の実施

- ①職員研修の実施
- ②交通安全講習の実施

(6) 各種基金の造成管理

- (7) 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉
- (8) 住民全般を対象とした相談事業の実施
 - ①弁護士による無料法律相談事業の実施
 - ②司法書士による無料法律相談事業の実施
- (9) 施設及び固定資産管理業務
 - ①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉
 - ②デイサービスセンター保守点検管理業務
- (10) 広報啓発事業の実施
 - ①せいか社協だよりの発行《チーム運営》
 - ②ホームページの充実

2. 地域福祉課 地域福祉係

- (1) 会員増強運動の実施
 - ①会員増強計画の作成
 - ②説明会の開催
- (2) 地域福祉に関する委員会等の運営
 - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ②地域福祉活動計画推進委員会の開催《チーム運営》
 - ③地区福祉推進委員等研修会の開催《チーム運営》
- (3) 地域福祉活動の推進
 - ①小地域福祉委員会活動支援業務《チーム運営》
 - ②レクリエーション機器等貸出事業の実施
 - ③ふれあいサポート事業の実施
- (4) ボランティア活動の推進
 - ①ボランティア登録及び需給調整に関する業務
 - ②ボランティア保険等に関する業務
 - ③ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
 - ④ボランティア活動に関する講座の開催
 - ⑤ボランティア連絡協議会・サロンボランティア連絡会への活動支援
- (5) 災害ボランティアセンターの設置・運営
 - ①災害ボランティアの募集及び養成
 - ②災害ボランティアコーディネーターの養成
- (6) 高齢者等を対象とした事業の実施
 - ①配食サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉
 - ③寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ④軽度生活援助事業の実施〈受託事業〉

- ⑤訪問理美容サービス事業の実施〈受託事業〉
- ⑥外出支援事業の実施〈受託事業〉
- ⑦介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉
- ⑧テレフォンサービス事業の実施
- ⑨一人暮らし高齢者友愛訪問事業の実施
- (7) 高齢者の社会参加を促進するための事業等の実施
 - ①一人暮らし高齢者等会食交流会の実施
 - ②一人暮らし高齢者の会「若葉会」の事務局運営
- (8) 児童等を対象とした事業の実施
 - ①親子ふれあい推進事業（せいか社協フェスタ）の実施
 - ②子育てサロンへの活動支援
 - ③夏休み地域児童福祉活動助成事業の実施
 - ④小・中・高等学校における福祉体験学習への支援
 - ⑤ボランティア体験事業の実施
- (9) 障害者を対象とした事業の実施
 - ①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉
 - ②日常生活用具貸出事業の実施
- (10) 広報啓発事業の実施
 - ①ふれあいまつり・せいか祭りにおける社協事業啓発
 - ②せいか社協フェスタの実施《チーム運営》
- (11) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉
- (12) 共同募金配分事業の実施
 - ①福祉団体等への助成金交付の実施
 - ②社会福祉団体等助成事業の実施
 - ③個人給付（歳末お見舞金）の実施
 - ④地域サロン活動への助成金交付の実施
- (13) 共同募金会事務局の運営
- (14) ボランティア基金運用益によるボランティア活動基盤整備事業の実施

3. 地域福祉課 地域包括支援センター係

- (1) 予防給付に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉
 - ①介護予防ケアプランの作成
 - ②サービス担当者会議の開催
 - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
 - ④給付管理業務の実施
- (2) 総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉
 - ①既存ネットワークなどの実態把握《チーム運営》

- ②高齢者実態把握業務の実施《チーム運営》
- ③総合相談窓口としての周知・啓発の強化
- ④高齢者の権利擁護業務の実施《チーム運営》
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉
 - ①日常的個別指導・相談業務の実施
 - ②支援困難事例等への指導・助言業務の実施
 - ③包括的・継続的なケア体制構築業務の実施
 - ④ケアマネジャーネットワーク形成業務の実施
- (4) 地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務
 - ①地域包括連絡会議の実施
 - ②地域包括出張セミナーの実施
 - ③認知症サポーター養成講座の実施

4. 在宅福祉課 居宅介護支援事業係

- (1) 要介護者ケアマネジメント業務
 - ①ケアプランの作成
 - ②サービス担当者会議の開催
 - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
 - ④給付管理業務の実施
- (2) 要支援者ケアマネジメント業務
 - ①介護予防ケアプランの作成
 - ②サービス担当者会議の開催
 - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
- (3) 介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
- (4) 地域の社会資源の把握業務
- (5) ケアマネだよりの発行
- (6) 家族交流会の実施

5. 在宅福祉課 訪問介護事業係

- (1) 要介護者への訪問介護事業の実施
 - ①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②個別ケア会議の開催
- (2) 要支援者への予防訪問介護事業の実施
 - ①予防訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②個別ケア会議の開催
- (3) 障害者居宅介護事業の実施
 - ①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

- ②個別ケア会議の開催
- (4) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉
- (5) 訪問（自費）サービスの実施
- (6) 広報紙の発行（新規）

6. 在宅福祉課 通所介護事業係

- (1) 要介護者への通所介護事業の実施
 - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の参加
- (2) 認知症要介護者への通所介護事業の実施
 - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の参加
- (3) 要支援者への介護予防通所介護事業の実施
 - ①予防通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議の参加
- (4) 高齢者生きがい活動支援通所事業（おたっしや倶楽部）の実施〈受託事業〉
- (5) 特定高齢者介護予防事業の実施〈受託事業〉
- (6) デイサービスセンター防災訓練等の実施
- (7) 家族交流会の実施
- (8) 介護サービス第三者評価事業の受診